

健康保険 被保険者・家族 出産育児一時金・付加金支給申請書(受取代理用)

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証	記号	〇〇〇〇			番号	〇〇〇〇			
	被保険者 (申請者)の 氏名、所属 住所、生年月日	氏名	(フリガナ)	Signature or Seal John Smith			事業所 及び 部署	ABC Corporation 〇〇〇 Department 電話(内線) 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 (内線〇〇〇)		
		住所	〒	〇〇〇-〇〇〇〇 (フリガナ) 〇-〇-〇, Tamagawa, Setagaya-ku, Tokyo			電話	〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		
		生年月日	昭和	平成	令和	2	年	4	月	10
	出産予定日・数	令和	2	年	5	月	1	日	単	・多(胎)
	出産予定者 ※申請者と同一の場合は不 要	氏名	(フリガナ)	Mary Smith						
		生年月日	昭和	平成	令和	3	年	9	月	15
	出産予定 医療機関等	名称	(フリガナ)	〇〇〇 Ladies Clinic						
		所在地	〒	158-0094 (フリガナ) 1-14-1, Tamagawa, Setagaya-ku, Tokyo						
	申請者に対する 支払金融機関 (必ずご記入ください)	預金 種別	1. 普通	口座 番号	〇〇〇〇〇〇〇〇			銀行 金庫 信組	〇〇〇〇	本店 支店
申請者又は いずれかに	Pay to Account (In the name of the insured person)			健康保険の資格を既に喪失している場合は、以下の						
※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出生された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。										
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出生することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号					保険者名					
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出生することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号					記号				番号	
受 取 代 理 人 の 欄	申請者() (以下「甲」という。)は、医療機関等である() (以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。 ※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。									
	令和 年 月 日									
	甲の住所									
	氏名									
	乙の所在地									
名称										
印										
電話 ()										
受取代理人に 対する支払金 融機関	預金 種別	1: 普通	口座 番号				銀行 金庫 信組	〇〇〇〇	本店 支店	〇〇〇〇
口座 名義 (フリガナ) John Smith										

- 出産予定日の2ヶ月以内になりましたら健康保険組合に提出してください。
(その際には、母子手帳(出産者氏名及び出産予定日のわかるページ)の写し、又は出産予定日を証明する書類を添付してください。)
- 受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合には、健康保険組合までご連絡ください。

令和 年 月 日 提出

受付日印